

◎ 社会福祉法人の認可について（平成12年12月 1 日障発第890号・社援発第2618号・老発第794号・児第908号）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
別紙1 社会福祉法人審査基準 第3 法人の組織運営 1～3 (略) 4 評議員会 (1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。 ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業 ② 保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。</u>） ③ 介護保険事業 (2)～(6) (略)	別紙1 社会福祉法人審査基準 第3 法人の組織運営 1～3 (略) 4 評議員会 (1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。 <u>なお、社会福祉法人が、平成21年4月1日において保育所を経営する事業と併せて、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）による改正後の児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）のいずれか若しくは両方の事業を行っている場合又は同日において保育所を経営する事業のみを行っている社会福祉法人が、翌日以降に、地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか若しくは両方の事業を行う場合には、平成21年4月1日から起算して3年以内に評議員会を置くものとする。</u> ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業 ② 保育所を経営する事業 ③ 介護保険事業 (2)～(6) (略)
別紙2 社会福祉法人定款準則 (職員) 第一二条 (略) (備考一) 評議員会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。 第〇章 評議員及び評議員会 (評議員会) 第〇条 (略) (備考)	別紙2 社会福祉法人定款準則 (職員) 第一二条 (略) (備考一) 評議員会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。 第〇章 評議員及び評議員会 (評議員会) 第〇条 (略)

(1) 次に掲げる事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。

① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業

② 保育所を経営する事業(保育所を経営する事業と併せて行う、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。)

③ 介護保険事業

(2)・(3) (略)

(備考二)・(備考三) (略)

(備考)

(1) 次に掲げる事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。

① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業

② 保育所を経営する事業

③ 介護保険事業

(2)・(3) (略)

(備考二)・(備考三) (略)